

令和7年度 長岡京市自治会 ハンドブック



長岡京市自治会長会
長岡京市

■自治会とは	1
自治会について	2
市内の自治会	3
■自治会の運営	4
自治会運営の基礎知識	5
個人情報の適切な取り扱い	6
地域活動参考本の紹介	7
加入促進について	8
マンション居住者への加入促進	10
加入促進チラシ案	11
■自治会と市	13
長岡京市自治会長会について	14
役員会及び定例会	15
年間予定表	16
自治会からの選出(推薦)委員	17
長岡京市社会教育活動安全基金	18
災害時にともに助けあう制度	19
地域コミュニティ協議会	22
各地域コミュニティ協議会一覧	24
■補助金など	25
自治会運営補助金	26
行政等文書取扱謝礼	27
地域集会所に関する補助金	28
防災活動に対する補助金	29
防犯活動に対する補助金	30
エコタウン推進事業・敬老事業	31
公園維持に関する事業助成金	32
■活動のご参考	33
広報板の利用・管理・取扱	34
出前ミーティング	36
講習会等の開催	37
生涯学習ボランティア	38
物品の貸出等	39
環境やごみに関すること	40
不法投棄	41
長岡京市社会福祉協議会	42
長岡京市公式LINE	45
■問い合わせ先一覧	46

自治会とは

●自治会とは？

目的

住民が自分達の住む地域をより良くするために、自主的に地域課題に取り組んだり、交流行事を行ったりする、地域住民によって結成された地域コミュニティ形成の担い手となる住民組織です。

活動内容

つながりづくり

運動会
夏祭りなど

環境整備活動

道路や水路
公園等の
美化清掃

安心安全

防災・防犯活動

ほかにも子ども会や敬老会など、それぞれの地域の状況に合わせて様々な活動を行っています。

●自治会長の役割

- 自治会の代表として、自治会組織の運営、役員会の開催、自治会事業の実施、市及び関係機関との連携等（実務的には副会長などの役員や各委員、各組（班）長との協力による）
- 2か月に1回の長岡京市自治会長会定例会への出席
- 市政協力委員として市からの配布物の掲示、回覧の実施
- 市民祭りとして平成4年より実施している「長岡京ガラシャ祭」を企画・運営する長岡京ガラシャ祭実行委員会の構成団体として、行列への参加や運営に参画（各校区幹事は行列部会員として行列巡行等のイベントを企画運営）



自治会運営や地域の困りごとなどで、どこに問い合わせたら良いかわからないときは、自治・共助振興室までお問い合わせください。

必要に応じて、担当部署と調整します。

電話、メールなど、ご都合の良い方法でご相談ください♪

市内の自治会

市内には、令和7年4月現在、56の自治会があります。

自治会の活動内容や運営方法は、各自治会によって異なっており、地域の実情に応じて住みよい地域の実現に取り組んでいます。

校区名	区内で活動する自治会名
神足小校区	馬場、古市(町)、神足、開田
長法寺小校区	東台、長法寺、栗生、うぐいす台
長岡第三小校区	今里、畑ヶ田、薬師堂、田内、あかね、彦林、陶器町
長岡第四小校区	調子、友岡、花山、竹の台、つつじが丘、西片泓
長岡第五小校区	奥海印寺、下海印寺、金ヶ原、浄土谷、太鼓山、こがねが丘、谷田、河陽が丘、高台西、東山、高台、泉が丘
長岡第六小校区	中開田、北開田、新田、セツ池下、八条が丘、四ツ成、エスリード長岡天神
長岡第七小校区	一文橋、明星水、柴の里、野添、小畑町、グリーンフォート長岡京
長岡第八小校区	勝竜寺、久貝、開本、城の里、南浦
長岡第九小校区	古市(在)、東和苑
長岡第十小校区	井ノ内、滝ノ町、西の京



各自治会の活動内容や会費などは、市のホームページに掲載しています。

また、自治会区域をグーグルマップで見ることができます。自分の住所を検索し、該当の自治会を確認できます。

詳細は【市ホームページトップ➡暮らし➡市民活動・自治会】



自治会の運営

自治会の運営

自治会の運営は原則、規約（会則）と会員の意思に基づき行われます。日頃のごみステーションや公園の美化活動、イベント等を通じた「地域のつながりづくり」から、災害発生時の対応など、活動内容は多岐にわたります。

規則（会則）

規則（会則）は、自治会ごとにそれぞれの実情に応じて制定されています。規約（会則）は、必ず総会などを通じて会員の承認を得る必要があります。また、変更する際にも同じく承認が必要となります。地域の状況変化に応じて、会員の意見を取り入れながら見直しをしていくことも求められます。

総会・会議

総会では前年度の事業報告、収支決算報告、今年度の事業計画（案）、収支予算（案）、自治会役員の改選（案）などを審議、議決します。総会の前に役員会など、自治会で役職を務めている方々で会議を開催し、総会での議案内容を審議されることが一般的です。他にも、1年間運営していく中で、都度必要に応じて会議を開催し、自治会の運営について確認していきます。

会計

会計年度を定めて会計処理を行います。収入には、会費や補助金など、自治会として得た収入を計上し、支出には会議費、事業費など、運営に係る支出を計上します。年度終了時には、会計・事業の執行状況について、会計監査を務める方が監査を行い、総会において会員に報告します。

個人情報適切な取り扱い

個人情報とは、「個人が識別できる情報」の事を指し、氏名や住所、電話番号、生年月日、年齢、勤務先などの情報です。自治会運営には必要不可欠な情報ではありますが、お預かりした個人情報の管理には十分に気をつけましょう。



- ☒ 利用目的をはっきりと説明し、情報を得ることの同意を得ましょう。
- ☒ 利用目的以外への利用はできません。やむを得ず利用が必要な場合は、本人の同意を得ましょう。
- ☒ 第三者へ提供するときは本人の同意を得ましょう。
- ☒ 情報は限られた人だけが管理し、外部に流出することがないようにしましょう。パソコンなどでデータ保存する場合は、必ずパスワードをつけて、パソコン自体にもウイルス感染対策ソフトを入れておくなどしましょう。
- ☒ 役員などの情報を回覧する際は、必要最低限の情報にとどめましょう。

個人情報保護法で求められていること

- 利用目的の特定
個人情報の利用目的をあらかじめ特定する
- 利用目的の通知・公表
個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する
- 安全管理措置
個人情報漏洩防止のために適切な処置を講じる
- 個人情報の訂正等
個人情報の内容に誤りがあった場合、訂正するための手続き方法等がわかる状態にしておき、要望に応じて訂正する

地域活動参考本の紹介

自治・共助振興室では、地域活動の参考となる本をご用意し、貸出を行っています。



令和・アフターコロナの 自治会・町内会運営ガイドブック

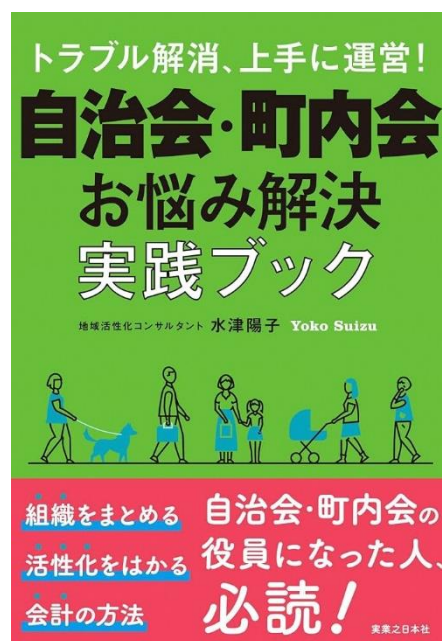
作者：地域活性化コンサルタント 水津 陽子

時代の変化とともに自治会の運営も変化していきます。防災・減災、空き家や高齢化等地域が直面する様々なリスク・課題にいかに備え、運営していくかを紹介しています。

自治会・町内会お悩み解決実践ブック

作者：地域活性化コンサルタント 水津 陽子

運営や活動に関するお悩み・トラブルの対処をQ&A形式で解説し、活動を活性化するアイデアやヒントを具体的な取り組み事例を交えて紹介しています。



自治会・町内会負担軽減&IT活用事例ブック

作者：地域活性化コンサルタント 水津 陽子

ITの活用や若い人の参加の促しなど、新たなコミュニティ像を創造する方法を先進的運営・活動の事例を紹介しながら解説します。



加入促進について

本市の自治会加入率は年々減少傾向ですが、これからも安定した自治会を運営するために、新規転入世帯や未加入世帯に対して、加入促進を行いましょ。

未加入世帯の把握

会員名簿などで未加入世帯を把握しましょ。また、建築中の住宅やマンションがあれば、入居後ご案内できるよう、自治会内で情報共有しましょ。

訪問

自治会加入のメリットや活動内容、問い合わせ先を記載した勧誘チラシや、加入要綱、加入届など必要書類をもって訪問しましょ。「どういったチラシを用意すればいいの?」といったご相談にも、自治・共助振興室からアドバイスしますので、是非ご相談ください。

イベントへのお誘い

「何をしているのかよくわからない」と加入を控える場合もあります。年間行事予定表を訪問時などにお渡ししたり、ホームページで活動報告をしたり、未加入者でも参加できるイベントへのお誘いをしたりなど、自治会活動を「見える化」してポジティブな印象を持ってもらいましょ。

まずはイベント等楽しいことへ参加してもらい、そこで自治会への加入のご案内をすると、気軽な気持ちで加入できるかもしれません。



- ☑ 訪問の際は、早朝や深夜、休日午前中など、お休みになる時間帯を除いて訪問するようにしましょ。
- ☑ お忙しくされているときや不在時は資料のみお渡しするか、後日改めて訪問しましょ。
- ☑ 自治会加入は任意です。「ゴミが捨てられなくなる」などといったことは法律に抵触する場合がありますので注意してください。

加入促進について

「自治会加入のメリットは？」と聞かれることがよくあります。その際は、次のようにお伝えしてみましょう。

災害時

自治会では定期的に防災訓練や備蓄物資の管理を行っています。災害が発生したときに、普段から顔見知りであれば安否確認もスムーズに行うことができます。また、発生後の避難所の運営など、行政がすぐに対応できない場合に自治会を中心として地域で対応します。

安心安全

近隣にだれが住んでいるのか、顔の見える関係があることで地域の防犯にもつながります。また、防犯カメラの設置なども市や警察と連携しながら地域の声を聞きながら設置しています。

環境整備

地域の清掃活動やゴミステーションの管理など、きれいなまちの維持は自治会によって成り立っています。道の花壇や公園の草抜きなど、まちの景観をよくする活動も行っています。

まちづくり

地域のまちづくりに関する要望を、地域の総意として市に伝え、より住みやすいまちづくりについて市と協議をおこないます。

つながり

市や地域の情報を回覧板やポスター掲示などでお知らせしています。夏祭りなどのイベントで地域の人とのふれあいの場を作り、それが地域の安心安全につながっています。また、高齢者や子どもたちの見守り活動も行っています。



暮らしやすく美しい長岡京を作っているのは自治会の活動です。いざというときにもつながりがあると安心して生活できます。みんなで自分たちの住むまちをよくしていきましょう。

マンション居住者への加入促進

近年、マンションなどの集合住宅が増えており、自治会加入者もあまり多くないのが現状です。オートロックや日中不在などの関係で加入促進が難しい場合もありますが、集合住宅だからこそその自治会加入の必要性をお伝えしてみましよう。

分譲マンションの場合

分譲マンションでは、管理組合を設置しています。管理組合を通じて自治会加入やイベントの案内を各戸ポスト配布を依頼する、共用部分の掲示板にポスターを掲示してもらうなど、継続的に自治会の紹介を続けてみましょう。また、建築中のマンションなどには開発業者から自治会長へ連絡が入る場合があります。その時には、自治会の加入促進へのご協力と方法について相談してみましょう。

賃貸マンションの場合

家主・オーナーを通じて働きかけを行いましよう。居住者個々人としてだけでなく、マンション全体としての加入も一つの方法として検討してみてください。また、自治会加入やイベントの案内の配布やポスター掲示などを継続的に働きかけてみましょう。

集合住宅特有の自治会加入の必要性

- 居住者同士のつながりが薄い
- 管理組合は施設整備などのハード面のみ
- 地域とのつながりを持つ機会がない
- 子どもや高齢者を見守る目が少ない

それぞれの自治会のよさやイベントをお伝えし、まずは気軽に地域に参加しやすくしましょう！



自治会に加入することで集合住宅以外の場でのつながりを作り、安心安全な暮らしを送ることができます。
自治会に加入することで“共助”の強化をしましょう。

加入促進チラシの案①（未加入者用）

〇〇自治会 一緒に活動してくれる方を募集中！



そもそも自治会って？

自治会は、みんなの住むまちをみんなの手で住みやすくするために活動しています！



〇〇自治会ではこんなことをしています♪

きれいなまち

みまもり

お祭り

写真

写真

写真

説明文

説明文

説明文



阪神淡路大震災や東日本大震災など、災害時には多くの人が近隣の人々の協力によって救出されました。いざという時のために、〇〇自治会では様々な活動を通じて地域のつながりを作っています。

年間計画予定

●月 草刈り ●月 夏祭り など

お気軽にお問合せください！

〇〇自治会 担当者：△△ TEL:000-000-000

メール:00@000.com

加入促進チラシの案②（転入者用）

転入者の方には引っ越してこられたらできるだけ早く加入のお声がけをして、ごみ出しのルールや防災への取り組みなどをお知らせすることで、その地域に住むことへの安心感とともに加入の必要性なども知っていただければ、自治会加入につながる人が多いようです。

●●●へようこそ！（自治会加入のご案内）

●●自治会では・・・のため、・・・の活動を行っています。ぜひとも自治会にご加入いただき一緒に住みよい地域をつくっていきましょう。

1. ●●●地域のごみの収集場所・分別方法・スケジュール
2. 回覧板のこと
3. 自治会の活動について・スケジュール等
4. 自治会費について

※自治会費は、・・・や・・・などの活動に使っています。

5. 加入申し込み方法について

自治会長や班長の連絡先など



引っ越してこられた方が、まず知りたい情報を案内に記載するなど工夫されている自治会もあります。また自治会で取り組んでいる災害時の活動などを詳しく知っていただくために、自治会長が直接訪問してお声がけをしているところもあります。

自治会と市

長岡京市自治会長会について

昭和44年4月1日から市内の自治会の会長を会員として「長岡京市自治会長会」を組織しています。

目的

自治会長相互の親睦を図り、住民自治活動について研修を実施するとともに、各自治会と行政機関の円滑な協力関係を推進することを目的として活動しています。

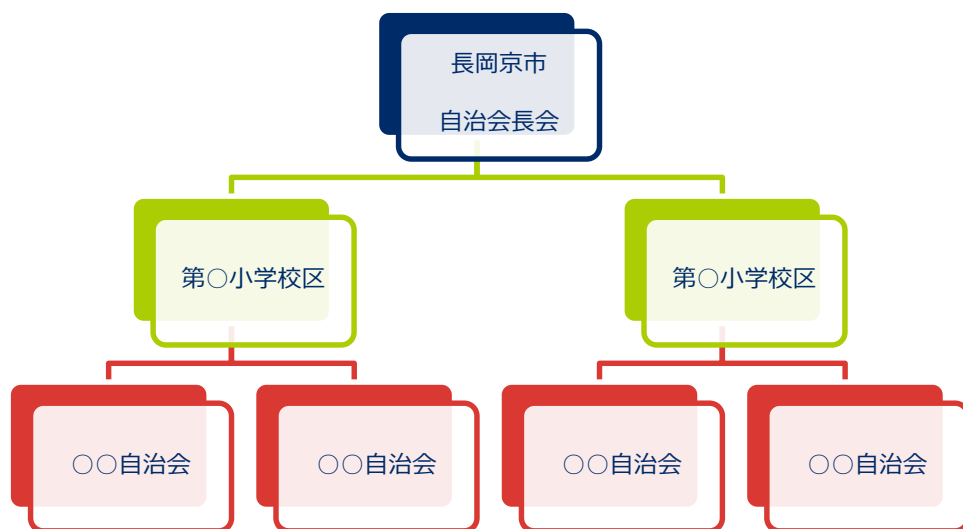
運営

運営は、会長1名、副会長2名、幹事10名（校区ごと1名）、会計1名、会計監査1名からなる役員会と、全自治会長からなる定例会があります。

活動内容

自治会相互の情報交換、研修などを行っています。役員会（月1回）、定例会（2ヶ月に1回）を開催しています。

また、会員は市政の発展と地域の振興のため、長岡京市市政協力委員の職を受けて、長岡京市との協働によるまちづくりの推進に寄与する立場から、市政協力委員会を併設し、行政からの連絡事項や提案等について協議をすることや、住民の声を市政に反映させる役割を担っています。さらに、自治会長会からは行政委員会や市民団体等に委員として参画しており、活動に協力するとともに、住民の意思を反映するように努めています。



役員会及び定例会

役員会は毎月第3木曜日、定例会は奇数月の第4木曜日に開催しています。
年間開催スケジュールと案件事項は以下の通りです。

日付	会議	場所	主な案件事項(参考) (●募金 ★申請等)
4月17日(木)	役員会	産業文化会館	●緑の募金 ガラシャ祭歴史文化行列募集
5月15日(木) 5月22日(木)	役員会 定例会	産業文化会館	●赤十字活動資金募集運動 自主防災会冊子配布 ★防災防犯関係補助金 ★自治・共助振興室補助金等
6月19日(木)	役員会	産業文化会館	管外研修会
7月17日(木) 7月24日(木)	役員会 定例会	産業文化会館	●社会福祉協議会会員募集 ★地域敬老行事助成金 災害時要配慮者支援制度周知 (詳しくはP21参照) ★自治会館改修計画
8月21日(木)	役員会	産業文化会館	案件なしの場合有
9月18日(木) 9月25日(木)	役員会 定例会	産業文化会館	●赤い羽根共同募金 長岡京市防災訓練
10月16日(木)	役員会	産業文化会館	年末年始自治会長会事業等
11月20日(木) 11月27日(木)	役員会 定例会	産業文化会館	●歳末たすけあい募金 年末特別警戒実施調査 年末年始ごみ収集
12月18日(木)	役員会	産業文化会館	年末懇親会・冬季研修会
1月15日(木) 1月22日(木)	役員会 定例会	産業文化会館	災害時要配慮者名簿配布 ★自治会運営補助金報告
2月19日(木)	役員会	産業文化会館	案件なしの場合有
3月19日(木) 3月26日(木)	役員会 定例会	産業文化会館	★自主防災会届出書・各委員の 推薦 ★自治会長等の届出書

※案件の無い場合は開催を中止する場合がございます。

年間予定表

時 期	市内年間行事	自治会長会会議・行事
4月	小中学校入学式 緑の募金活動	役員会
5月	530運動 赤十字活動資金募集運動	役員会 定例会・総会
6月		役員会 管外研修会（宿泊）
7月	小畑川クリーン作戦 （日程未定）	役員会 定例会
8月	社会福祉協議会会員募集	役員会
9月		役員会 定例会
10月	市民大運動会 赤い羽根募金活動 防災の日（最終日曜日）	役員会
11月	長岡京ガラシャ祭 （第2日曜日）	役員会 定例会
12月	年末安心パトロール 年末特別警戒 歳末助け合い募金活動	役員会
1月	消防出初式	役員会 定例会
2月		役員会 冬季研修会（日帰り）
3月	小中学校卒業式	役員会 定例会

自治会からの選出(推薦)委員

生活の身近な分野で活動するさまざまな団体へ、各自治会から委員として参画をお願いしています。

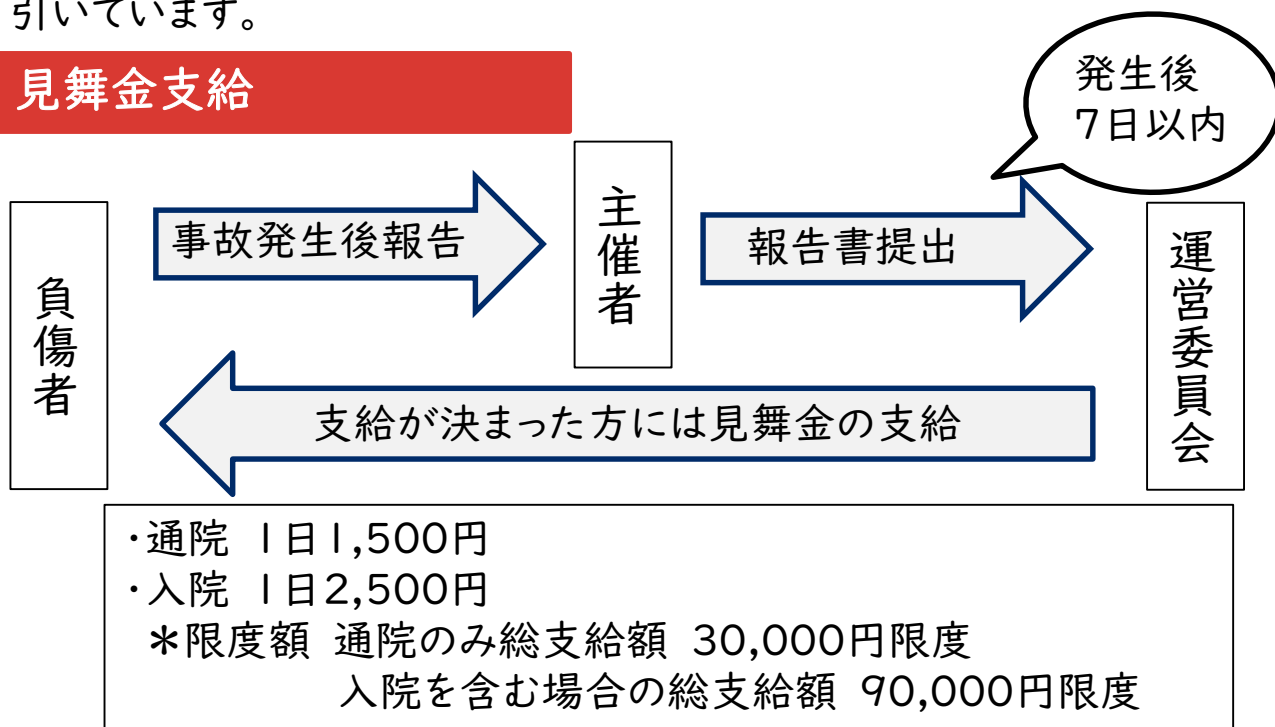
※各自治会からの推薦人数は、加入世帯数や地域の広さなどにより若干異なります。

委員名	人数	活動概要	担当課
廃棄物減量等推進員	1名	ごみ減量等の施策への協力、地域の自主的活動の促進などの活動。 総会(1回)、研修会(2~3回)、啓発活動(1~2回)、事業協力	環境業務課 955-9548
防犯委員	1~4名	地域の防犯の推進およびそのための活動。 総会(1回)、校区内パトロール、防犯街頭啓発活動(年数回)、研修会・事業参加(2~3回)、事業協力	防災・安全推進室 (防犯委員会事務局) 955-9661
少年補導委員	2名以上	青少年の健全育成推進およびそのための活動。 総会(1回)、支部代表者会議(代表者のみ4~5回)、支部会議(数回)パトロール(3回)、たそがれコンサート実施、研修会・事業参加(2~3回)、事業協力	生涯学習課 (少年補導委員会事務局) 955-9534
市政協力委員 (自治会長)	1名	長岡京市政の円滑な運営及び地域住民との協働による街づくりを推進。主に市からの配布物の掲示、回覧を実施。	自治・共助振興室 955-9684
民生児童委員 ※3年毎に推薦依頼あり	-	地域福祉の推進のため、地域の実情や支援対象者に応じて必要な機関へつなぐ、行政及び福祉事業者との連携協力。 総会(1回)、定例会(月1回)、研修会(4~5回)、事業協力	地域福祉連携室 955-9516

長岡京市社会教育活動安全基金

自治会活動などで事故が起きた場合に、見舞金の支給と、事故に対する主催者の賠償責任に対処するための保険です。長岡京市自治会長会として加入しており、拠出金は各自治会ごとに積算して募金の活動奨励金から差し引いています。

見舞金支給



注意事項

- ・報告書や診断書などはそれぞれ指定様式の書類がありますので、事故が発生しましたらまず、事務局の生涯学習課へご連絡をお願いいたします。
- ・自治会運営補助金の申請時に自治・共助振興室へご提出いただいた事業計画書を、事務局へ提出し、その計画書に記載されている事業で事故が発生した場合に見舞金等の対象となります。年度途中で新たに事業を実施することになった場合は、その旨を事前に事務局へお知らせください。
- ・例年5月定例会で詳細を記載した冊子をお配りしますので、あわせてご確認ください。

お問い合わせ先:

長岡京市社会教育活動安全基金運営委員会事務局

担当:生涯学習課 955-9534

syogaigakusyu@city.nagaokakyo.lg.jp

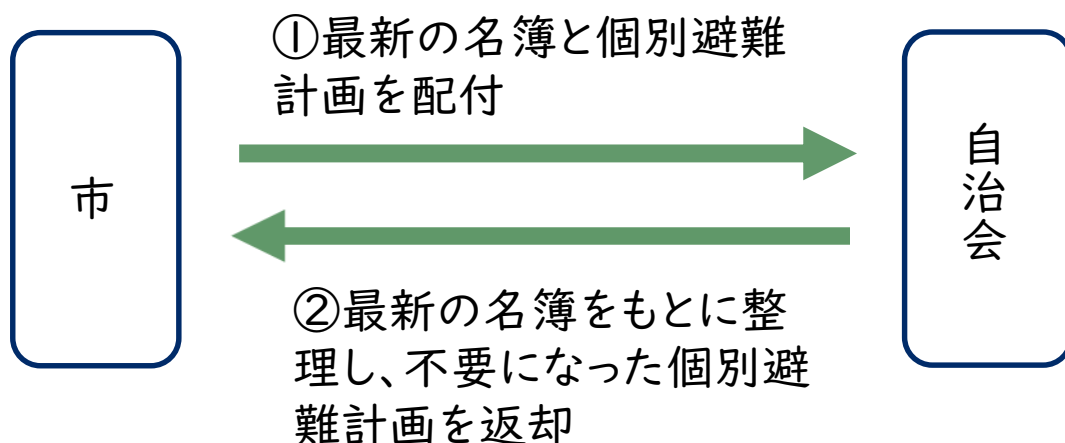
災害時とともに助けあう制度 (災害時要配慮者支援制度)

制度について

災害が起こった時に一人で避難することが困難な人（災害時要配慮者）が登録する制度です。登録者の情報が記載された名簿「災害時要配慮者支援名簿」を市が作成し、市、自治会、民生委員、消防や地域で共有します。登録された情報は、日頃からの見守りに活用し、災害時には災害・避難情報を伝えたり、一緒に避難したりするなど、共助の取組や地域の助けあいに活用します。

※災害発生時は、何より自分自身と家族の安全確保が最優先です。

名簿等の管理

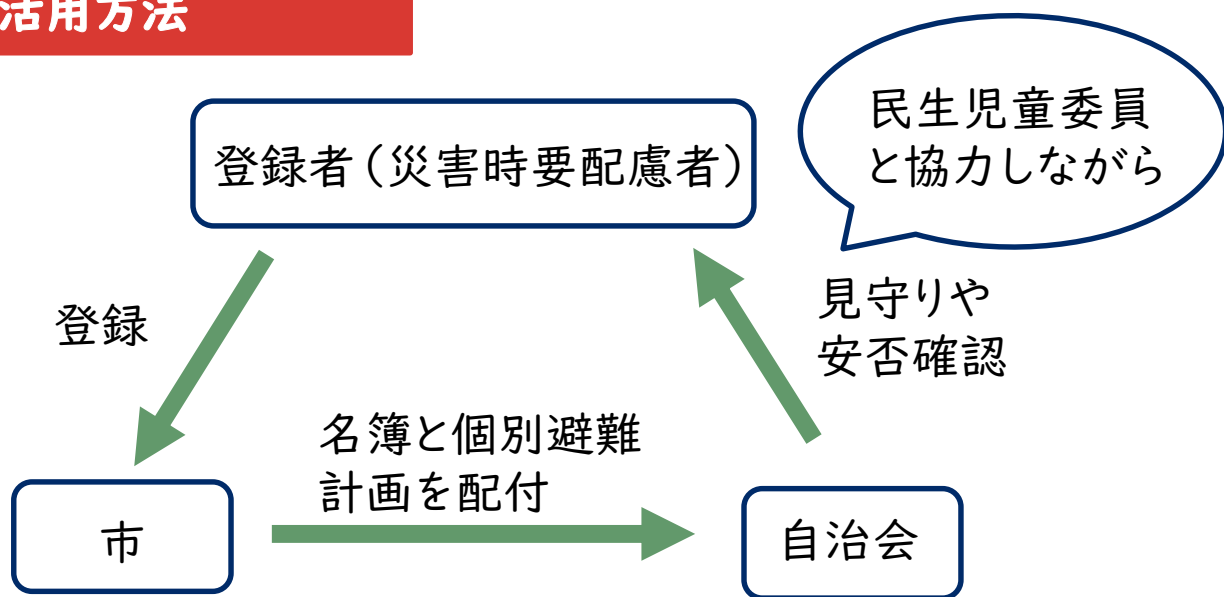


毎年、1月の定例会にて最新の「災害時要配慮者支援名簿」及び登録者の「個別避難計画」を配付します。名簿等の適切な活用・保管と、更新をしてください。

更新は加除式です。不要な個別避難計画は、地域福祉連携室に返却し、変更があった個別避難計画と差し替えてください。

災害時とともに助けあう制度 (災害時要配慮者支援制度)

名簿の活用方法



- 避難を手助けする「避難支援者」が選定されるよう、地域で話し合って、地域での組織的な支援体制づくりに取り組んでください。
- 登録者に対し、避難支援者などを中心とした、近隣住民による普段からの見守り体制の強化に努めてください。
- 民生児童委員などと連携し、登録者に対する安否確認、情報伝達、避難については防災訓練を行い、災害時に備えてください。
- 登録者の支援を行っている福祉専門職等と協力して登録者の個別避難計画を共有し活用してください。

※名簿や個別避難計画の活用方法等についてはいつでも地域福祉連携室にご相談ください。



「災害時とともに助けあう制度」の登録済みシール



シールは、登録時に民生児童委員がお渡しします。

玄関の内側に貼ることで、ご近所の方等がお家に来られた際、制度の登録者であることを認識していただけます。

災害時とともに助けあう制度 (災害時要配慮者支援制度)

時期	内容	担当
7月	自治会長会にてチラシの回覧依頼	市➡自治会
8月	登録意向調査(郵送) ※対象(要配慮者)は、以下の1~6 1 介護保険における要介護認定を受けている人 (要介護3・4・5) 2 介護保険における要介護認定を受けている (要介護2)で、65歳以上のみの世帯の人、または 一人暮らしの人 3 身体障害者手帳の交付を受けている人(1・2級) 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 人(1・2級) 5 療育手帳の交付を受けている人(A、B) 6 75歳以上のみの世帯の人または一人暮らしの人 7 その他、上記以外で支援を希望する人(妊産婦 難病者、日本語を解せない外国の人、65歳以 上の人、日常生活に支援を必要とする人等)	市➡要配慮者
9月~11月	民生児童委員による登録支援	民生児童委員 ➡登録希望者
1月	災害時要配慮者支援名簿と新規登録者の 「個別避難計画」を各自治会へ配付	市➡自治会
2月	民生児童委員に対して担当地区の 「災害時要配慮者支援名簿」を配付	市➡ 民生児童委員
3月	自治会管理分の更新、死亡や施設入所等により 不要となった個別避難計画等を回収	自治会➡市
随時	出前講座(制度の周知・啓発、個別避難計画の 作成支援)	

お問い合わせ先:

地域福祉連携室 地域福祉係 955-9516

防災・安全推進室 防災・危機管理担当 955-9661

地域コミュニティ協議会

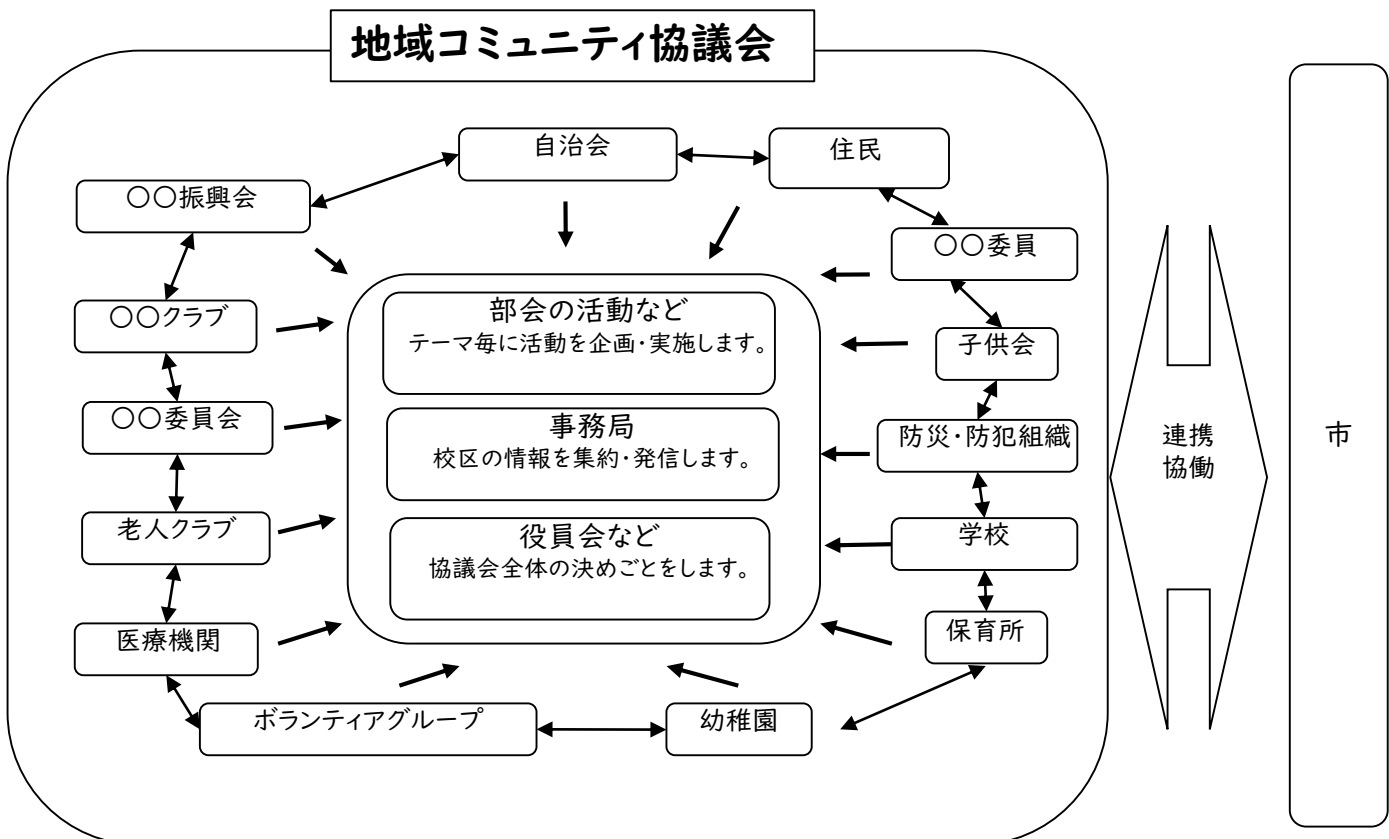
地域コミュニティ協議会とは

〔地域の皆さんが横につながり、集まって情報交換する場〕

地域では、自治会、社会体育振興団体、青少年健全育成団体、PTA、老人会、ボランティア、市民活動団体、個人など、さまざまな団体や人たちが地域で活発に活動し、地域を盛り上げています。しかし、他の団体と情報交換する場、横のつながりがあまりありません。

例えば・・・「あの人、よく顔を見るけど、名前がわからないなあ。お話をしたことがないなあ。」「活動している中で困っているけど、誰か相談に乗ってもらえないかなあ。」同じ地域で活動しているのに、このような状況があるかもしれません。

そこで、地域で活動する団体や個人が一堂に集まり、上下関係なく交流してもらう場があれば、それぞれの活動に広がりが出てくるのではないのでしょうか。みなさんが横につながり集まる場、それが地域コミュニティ協議会です。



地域コミュニティ協議会と自治会との関係性

地域コミュニティ協議会は、各小学校区ごとに活動しています。自治会はそれぞれの校区の地域コミュニティ協議会の運営団体の一つですが、どちらが上、下という関係ではありません。どちらも、地域をよりよくするために活動していますので、お互いの得意な部分を生かしながら、活動していくことが大切です。また、地域コミュニティ協議会の場合にはほかの自治会や団体も集まっているので、情報交換を行うこともできます。

地域コミュニティ協議会に対する補助金

地域住民自らが取り組む創意と工夫にあふれた個性豊かな地域づくりを推進するために、小学校区を単位とした地域コミュニティ協議会が設立されています。令和7年4月現在、9つの校区で地域コミュニティ協議会が発足しています。

地域コミュニティ協議会が行う、地域課題の解決やコミュニティ活動の推進事業にかかる経費に対して補助金を交付します。

市補助金等	内容
校区コミュニティ補助金 *令和7年度から、避難所運営補助金、青推協補助金と統合	補助対象経費の10/10以内 上限額は700,000円 ※協議会を構成する世帯が5,000以上の団体については上限800,000円
地域コミュニティ協議会事務局強化支援補助	地域コーディネーターを置かずに地域住民により全ての事務局運営を担う協議会を対象



コミュニティニュースなど、地域コミュニティ協議会の情報はホームページから確認できます。

各地域コミュニティ協議会一覧

学区	協議会名	センター連絡先
長法寺小	長法寺小学校区地域コミュニティ協議会	963-5539
長三小	長岡第三小学校区地域コミュニティ協議会	963-5544
長四小	長岡第四小学校区地域コミュニティ協議会	953-2260
長五小	長岡第五小学校区地域コミュニティ協議会	748-9620
長六小	長岡第六小学校区地域コミュニティ協議会	070-1069-9275
長七小	長七小校区地域コミュニティ協議会	953-0414
長八小	長岡第八小学校区地域コミュニティ協議会	963-5558
長九小	長岡第九小学校区ふるさとコミュニティ協議会	951-7799
長十小	長岡第十小学校区地域コミュニティ協議会	963-5550

※スタッフが常駐しているわけではないため、お急ぎのお問い合わせは、自治・共助振興室（955-3164）までご連絡ください。

補助金など

自治会運営補助金

自主的で健全な住民自治を振興することを目的として、補助金を交付しています。

各自治会へは下表の①、②、③を合算した額を交付します。

区分	内容	補助金額(年額)
①均等割		13,000円
②世帯割 (自治会加入世帯)	1世帯あたり200円 ※200円に世帯数を乗じます。	200円×世帯数
③自治会未加入者等 加入促進事業補助 (自治会加入世帯)	1～200世帯	30,000円
	201～400世帯	35,000円
	401～800世帯	40,000円
	801～1,000世帯	45,000円
	1,001世帯～	50,000円

例えば…200世帯の自治会の場合

①均等割 13,000円

②世帯割 200円×200世帯=40,000円

③加入促進事業 30,000円

⇒ ①+②+③=13,000円+40,000円+30,000円=83,000円



申請の流れ

6月頃 自治会→市へ補助金申請書類提出

7月頃 市→自治会へ申請のあった口座へ振込

3月末 自治会→市へ実績報告書類提出

※書類の提出は定例会にてご案内します。

担当:自治・共助振興室 地域協働係 955-9684

行政等文書取扱謝礼

市から自治会を通じて行政情報を広く市民に伝えるために、回覧・全戸配布・ポスター掲示等の協力依頼をしています。その取扱いに関し、謝礼が支払われます。

[謝礼金の積算] 各自治会へは下表の①、②を合算した額を交付します。

区 分	金額(年額)
① 均等割	5,000円
② 世帯割(自治会加入世帯)	
1～200世帯	10,000円
201～400世帯	15,000円
401～600世帯	20,000円
601～800世帯	25,000円
801～1,000世帯	30,000円
1,001～1,500世帯	35,000円
1,501世帯以上	40,000円

回覧・全戸配布・ポスターのデータは市のホームページにも掲載しています。電子回覧板等でご活用ください。右のQRコードからもアクセスできます。



【市ホームページトップ➡暮らし➡市民活動・自治会➡自治会】



申請の流れ

6月頃 自治会→市へ申請書類提出

7月頃 市→自治会へ申請のあった口座へ振込

※書類の提出は定例会にてご案内します。

担当:自治・共助振興室 地域協働係 955-9684

地域集会所に関する補助金

地域における活動の拠点となる集会所の新築、増改築、修繕等に要する経費の一部が補助されます。

地域集会所に関する補助金は毎年7月に次年度の実施希望を調査し、事業実施に向けた調整を進めます。ただし、風水害等で損傷するなど緊急で改修の必要がある場合は、都度自治・共助振興室へご相談ください。

事業内容	補助率	限度額	備考
新築・改築	1/2以内	2,000万円	補助後20年間支給なし
増築	1/2以内	850万円	補助後20年間支給なし
改修	1/2以内	500万円	補助額10万以上の場合のみ 補助後同一箇所10年間支給なし 外構はバリアフリー化の場合のみ対象
耐震診断	10/10	10万(木造) 50万(非木造)	
耐震改修	2/3以内	250万(木造) 1,100万(非木造)	耐震診断を実施した日の属する 年度の翌年度から3か年度以内 の実施に限る
集会所敷地の 取得等	2/3以内	2,000万円	
建物／敷地の 借入れ	1/2以内	限度額 建物・月額2万円／敷地・月額3万円	
解体撤去	1/2以内	250万円	
新たに2以上の自治会で集会所を共有する場合			
事業内容	補助率	限度額	備考
新築・改築	1/2以内	3,400万円	補助後20年間支給なし
増築	1/2以内	1,445万円	補助後20年間支給なし

担当：自治・共助振興室 地域協働係 955-9684

防災活動に対する補助金

東日本大震災はもとより、その後の熊本地震、能登半島地震などの災害は、巨大災害から住民の命と生活を守るためには、自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」あるいはコミュニティに根差して取り組むという「地区防災」が不可欠であることを改めて私たちに教えてくれました。

これらの役割を中核的に担う組織が、地域住民で結成する自主防災組織です。

すでにある自治会単位で発足されることが多く、現在長岡京市には自治会を中心に

60の自主防災組織が結成されています。（令和7年4月1日現在）

長岡京市では、自主防災組織が行う防災活動に対し補助金を交付します。

市補助金等		内容
	自主防災組織の設立	上限200,000円 設立時のみ補助
【8月末締切】 自主防災会育成補助金	防災資機材等の購入 (メガホン、テント、備蓄食料等)	事業費の1/2で上限30,000円
	防災知識の普及啓発 (研修会、安全マップ作成、訓練費用等)	事業費の1/2で上限20,000円
【8月末締切】 街頭消火器等設置事業補助金	新設	50% (基準本数=自治会加入世帯数/10本)の範囲内
	更新	40%
	詰替	30%
	初期消火使用後の詰替	100%

担当:防災・安全推進室 防災・危機管理担当 955-9661

防犯活動に対する補助金

地域で安心して暮らすために、治安維持を心がけることは重要です。特殊詐欺の増加やひったくりなどの街頭犯罪やピッキングなどの侵入盗、犯罪の低年齢化など、ごく身近な日常生活の中で悪質な行為が行われています。しかし、個人や警察だけの防犯対策には限界があります。地域で「犯罪を許さない」「犯罪の温床を作らない」環境づくりが一番の防犯対策です。このように地域で自主的に実施される防犯活動に必要な資機材等に対して補助金を交付します。

市補助金等	内容
防犯活動事業補助金	事業費の40% 上限50,000円

防犯灯が切れているときは

長岡京市では市内各所に防犯灯を設置しています。防犯灯の電球切れや防犯灯の番号を記載したプレートの字が消えているなどの不具合がある場合は、防災・危機管理担当へご連絡ください。ご連絡いただく際は、プレートに記載された「ひらがな・番号」をお伝えいただくとスムーズです。



長岡京市公式LINEを友達追加していただくと、LINEから防犯灯の故障等の連絡をしていただくことができます。

※詳細は45ページをご覧ください。

担当：防災・安全推進室 防災・危機管理担当 955-9661



エコタウン推進事業

日々の生活の中で良好な生活環境を維持することは、心地よい生活を送る上で重要です。

環境にやさしいまちづくりを実践するため、自治会などが行う古紙回収事業や資源ごみの排出指導に対して助成します。

市補助金等	内容
古紙等集団回収活動助成金	古紙等1kg当たり2円 ※上記に加えて回収量に応じて(下記) 10,000円(3,000kg以上) または5,000円(1,000kg以上3,000kg未満) または0円(1,000kg未満) ※補助金額の上限は20万円とする
分別収集整理指導業務委託料	実施状況に応じて 48,000円～288,000円 ※分別ステーションが5か所以上の場合は年間36,000円の割増

※分別収集整理指導業務委託については、分別収集の適正排出及び資源物のリサイクルを目的としているため、アルミ缶の回収及び減容作業が未実施でも助成します。

担当:環境業務課 ごみ減量推進担当 955-9548

地域でつながる長寿のお祝い事業助成金

高齢者の福祉について関心と理解を深めるとともに、高齢者自身が自らの生活向上に意欲を高める等、敬老意識の啓発及び高齢になっても地域とのつながりを持ち続け、安心・安全に暮らしていける地域づくりの一助となることを目指した地域ぐるみの各種事業を開催する地域を対象に助成します。

市補助金等	内容
地域でつながる長寿のお祝い事業助成金	次の①②いずれか ①満75歳以上の参加者(実施者除く)及び満75歳未満の実施者…1人当たり1,000円 ②満70歳以上の参加者…1人当たり1,000円 別途各種の会開催時の講師謝礼、会場費等 上限10,000円

担当:社会福祉協議会(電話番号)958-6912 (FAX番号)958-6909

公園維持に関する助成金

長岡京市の公園をコミュニティ醸成の場として除草や清掃、遊具点検を実施される自治会や子供会などに活動資金の一部として助成します。

市補助金等	内 容	
公園維持に関する 事業助成金 (1団体当たり)	基本単価	18円/㎡
	均等割 (活動公園の面積合計)	300㎡以上 10,000円
		150㎡以上300㎡未満 5,000円
		150㎡未満 2,000円

※助成金額100円未満切り捨て
担当：公園緑地課 公園管理係 955-9716

活動のご参考

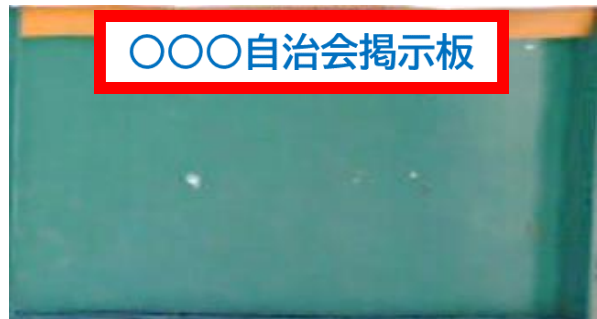
広報板の利用と管理について

ポスター掲示板の種類



市広報板

* 103か所



自治会掲示板

* 自治会により0～3か所程度

管理区分など

	市広報板	自治会掲示板
所有者	市	自治会
維持管理	市 / 自治会	自治会
占有手続き	市	自治会
修繕対応	市	自治会
掲示許可	市 / 自治会	自治会
掲示できるもの	下記のとおり↓	自治会が許可するもの

市の広報板に掲示できるもの

掲示承認者	市広報板に掲示できるもの
市	①市の行事に関すること ②市・市教育委員会の後援する行事に関すること ③国などの行政機関が実施・後援する行事に関すること ④市内学校の行事に関すること  *①～④は掲示許可印が必要です。
自治会	⑤当該広報板設置自治会の行事に関すること *⑤は、掲示許可印は不要です。

市広報板の掲示物の取扱いについて

市が掲示板への掲出を許可した際は、以下の内容をお伝えしています。

掲示物に関する取扱い

- ① 掲示物の大きさはA3サイズ以内とすること。
- ② 掲示物の数は、広報板1基につき1枚とすること。
- ③ 掲示期間は一箇月以内とする。ただし、10月・11月の繁忙期は20日以内とする。

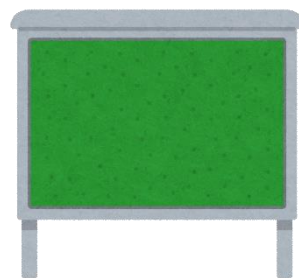
掲示する際の取扱い

- ① 他の掲示物とのバランスを考え配置よく掲示すること。
- ② 掲示物がいっぱいの場合は、重ね貼りはせず掲示をしないこと。
- ③ 掲示の際には、押ピン・画鋏を持参すること。
- ④ 掲示期間の終了した掲示物は速やかに撤去を行うこと。

その他取扱い

- ① 市の事業等優先的な掲示が必要となったときは、撤去することがあります。
- ② 〇〇自治会掲示板 のプレートが付いている広報板は対象ではありませんので、掲示しないでください。

お問い合わせ：総務課総務係 955-9547



出前ミーティング

聞きたい・知りたい内容をテーマ一覧からご選択いただき、そのテーマについて、市の職員が皆さんのもとへ直接出向いてお話しします。

実施要件

1. 対象 市内在住・在勤(学)の人で構成する10人程度以上の団体やグループ
2. 日時 年末年始の市役所閉庁日を除く日にち
午前10時～午後9時の間で1時間または2時間以内
3. 会場 原則として、市内の公共施設または自治会館などの公共的施設
*会場の手配、施設使用料の負担、開催に伴う準備などは、主催者側でお願いします。
4. 申込 希望する日の1か月前までに、総務課へ所定の「申込書」を提出
*1か月以内の場合は、ご相談ください。
5. 回数制限 同一団体等につき、1年度3回まで

注意事項

- ・費用は無料ですが、テーマにより必要な材料などの準備をお願いすることがあります。
- ・設定されたテーマ以外の内容をご希望の場合は、ご相談ください。
- ・実施後は、「結果報告書」を実施課へ提出していただきます。(1か月以内)
- ・申込書などの書類に記された個人情報厳重に管理し、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い個人情報を適切に取り扱います。

守っていただきたいこと

1. 市政に関する説明を行うものであり、要望、苦情、陳情等を目的とする場ではありません。
2. 政治、宗教もしくは営利の目的、または本事業以外の催しなどに利用することはできません。
3. 団体・グループを対象としているため、ホームページやSNS、市の広報紙などで不特定多数の方を募ることはご遠慮ください。



お問い合わせ:総務課 市民相談担当 955-9501

消防訓練・救急講習の開催

◆【消防訓練】長岡京消防署 警備係 957-0119

避難・通報・水消火器取扱い訓練、ビデオなどを利用した防火に関する講習など地域の要望にあわせて実施していますので、訓練などを実施するときは組み合わせてみてください。

※ 詳細につきましては長岡京消防署警備係にお問い合わせください。

◆【救急講習】長岡京消防署 救急係 957-0119

非常時において119番通報後、救急車が現場に到着するまで平均8分を要します。その間に傷病者を放置しておく、身体機能に障がいが残ったり、最悪の場合は命をも落としかねません。応急手当は他人を救うだけでなく、自分自身や家族のためにも必要です。

一般公募普通救命講習

心肺蘇生法、AED使用法

[座学(WEB研修)…約1時間、実技…約2時間、人数制限(最大15名)]

※ 各種グループ、自治会及び事業所等、各種団体ごとの普通救命講習につきましても人数制限(最大15名)を行い実施しております。

※ 詳細につきましては乙訓消防組合ホームページの最新情報を参照していただくか、長岡京消防署 救急係にお問い合わせください。

◆ その他消防事業に関するお問い合わせ

長岡京消防署庶務予防課 957-0119

交通安全教室の開催

◆【自転車・歩行者交通安全教室】

地域の実情に合わせた、子どもから大人まで学べる交通教室を実施しています。(実技・講話・交通安全DVDの視聴)

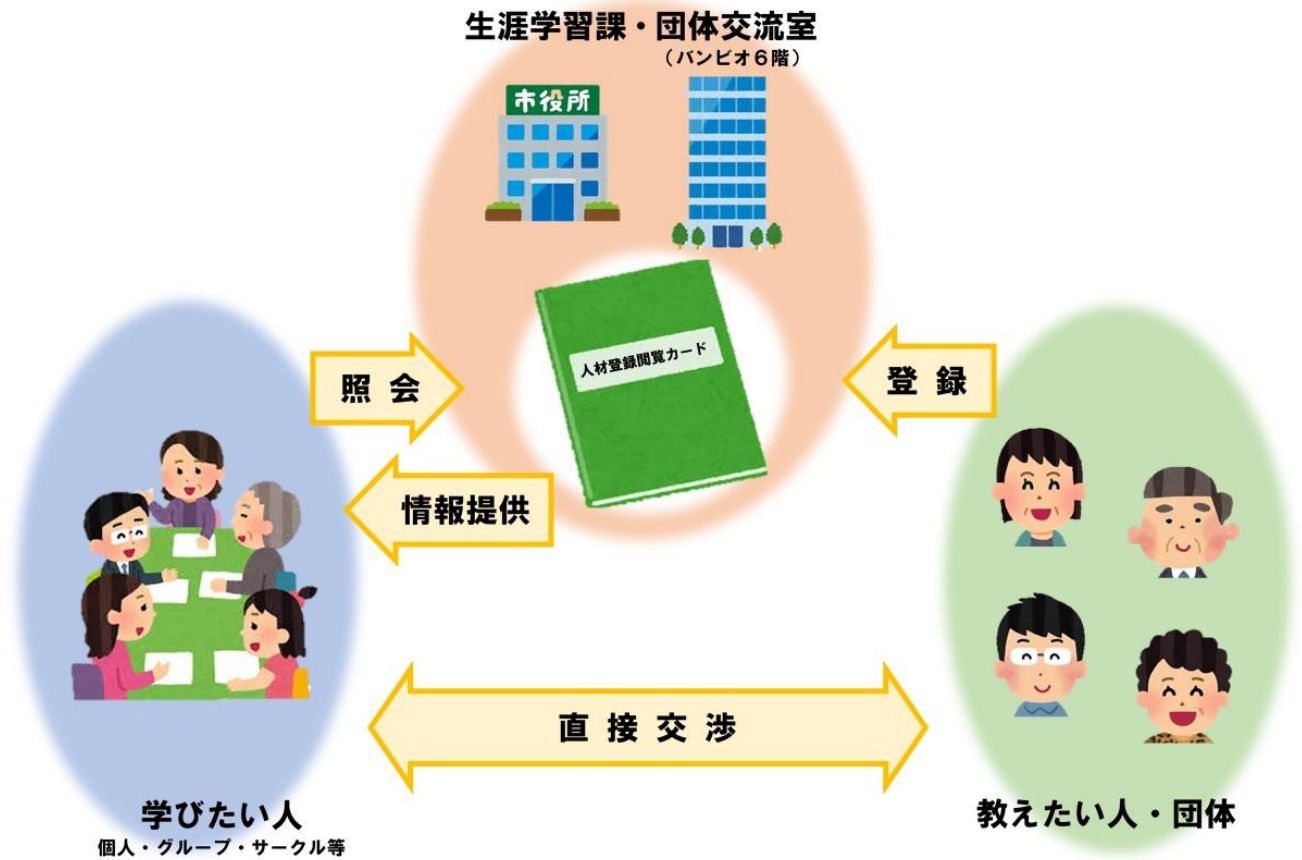
◆【高齢者向け交通教室】

交通安全クイズや反射材作りなど行いながら、楽しく学べる参加・体験型交通教室を実施しています。(自動車・自転車・安全な横断など)

お問い合わせ 交通政策課交通対策係 955-9686

生涯学習ボランティア（人材登録制度）

生涯学習ボランティア（人材登録制度）のしくみ



バンビオ1番館6階にある生涯学習団体交流室では、生涯学習相談員が常駐し、生涯学習ボランティアの人材登録や登録者の紹介を随時受け付けています。

皆さんがこれまで学んでこられた知識や技能、経験や特技を生かし、「こんなことが教えられる」という内容について、ぜひ生涯学習ボランティアにご登録ください。登録いただいた方の情報は、個人情報に配慮し、市民が閲覧できる人材登録台帳に掲載します。「学びたい」との問い合わせがあれば、相談員が登録者をつなぎます。

また、自治会等でイベントの企画をご検討の場合は、人材登録台帳のなかからご希望に合う登録者がいらっしゃいましたら紹介も可能ですので、一度ご相談ください。

お問い合わせ 生涯学習団体交流室 075-963-5518
(9時～17時、祝日以外開室)

ハチの巣駆除のための防護服

自治会館や個人のお宅にハチの巣が出来た場合、市では無料で防護服の貸出しを行っています。ただし、処理が困難な場合は、専門業者へ依頼することをお勧めしています。なお、駆除は有料です。

お問い合わせ：環境政策室 環境保全担当 955-9685
京都府ペストコントロール協会 0774-46-9873
(平日の午前10時～午後5時(お盆・年末年始を除く))

人権啓発DVD

個人での学習や、地域での研修に活用できる人権にかかるDVDを貸し出しています。「長岡京市 人権DVD」で検索すると、貸出方法やDVDの一覧が記載されている市のホームページを確認できます。右のQRコードからも一覧を見ることができます。



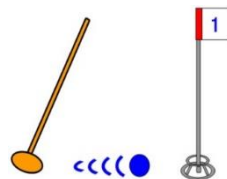
お問い合わせ：共生社会推進課 人権・共生社会推進係 955-3180

ニュースポーツ用具

子どもから高齢者の方まで誰でも、気軽に運動が楽しめるニュースポーツ用具の貸し出しを行っています。

【例】ボッチャ、グラウンドゴルフ、ドッジビー、ペタンク(屋内外)、インディアカ、スリータッチボール、キンボール、ミニボウリング、ディスゲッターナイン、ポールウォーキング等

お問い合わせ：文化・スポーツ振興課 スポーツ振興係 955-9735



愛犬の登録

愛犬は登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年必要）が必要です。また、譲渡や死亡等により変更が生じた場合にもお届けが必要です。

お問い合わせ:環境政策室 環境保全担当 955-9685

その他（公害など）

公害についての苦情相談、光化学スモッグ発生時の対策、PM2.5などについても対応を行っています。

お問い合わせ:環境政策室 環境保全担当 955-9685

530運動のこと

毎年5月30日前後に530運動を実施しています。530袋・ドロ袋の配布や回収に関することは以下の問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ:環境業務課 ごみ減量推進担当 955-9548

公園内の清掃によって、草木やその他のごみが出る場合については、以下の問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ:公園緑地課 公園管理係 955-9716

地域のごみステーションのこと

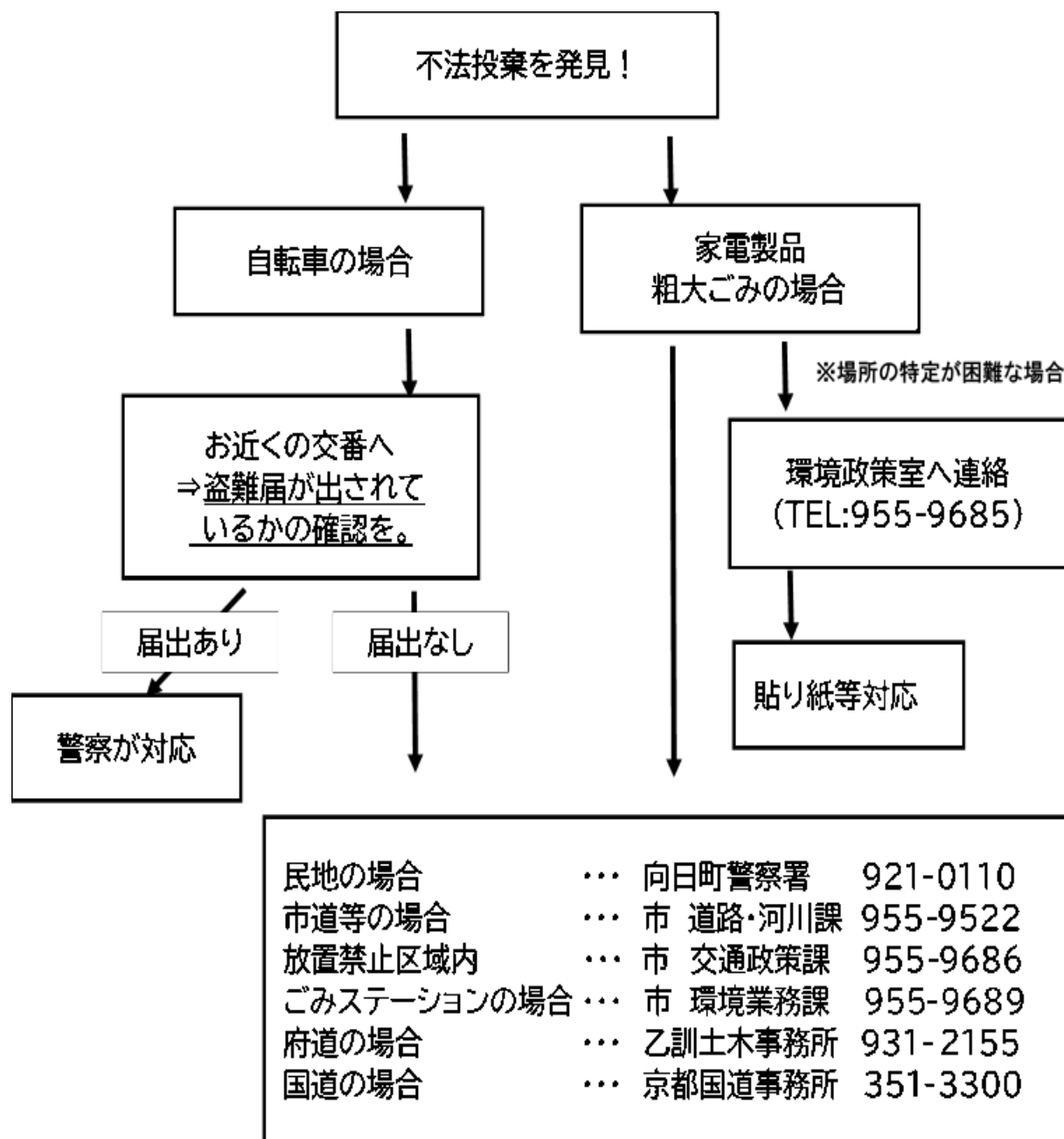
お問い合わせ:環境業務課 業務係 955-9689

ペットが亡くなった場合の引き取り、粗大ごみ（有料）の出し方

お問い合わせ:受付センター 955-5371

地域内のごみステーションや路上に不法投棄されている事例も近年増えています。

その時の対応について、参考にしてください。



お問い合わせ:環境政策室 環境保全担当 955-9685

社会福祉協議会（社協）は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。基本理念は『一人ひとりが大切にされ、人と地域がつながる福祉のまちづくり～だれかの課題はみんなの課題～』です。社協ではこの理念にそって、さまざまな事業をおこなっています。

取り組み内容

◆ 地域支援グループ

お問い合わせ：958-6912

みんなで支え合い助け合える地域づくりをめざして、自治会をはじめ地域コミュニティ協議会などの住民組織、地域福祉活動を行う団体とともに地域づくりをすすめます。活動内容に応じた助成金もあります。地域のおまつりやイベントでお使いいただける備品の貸出を行っています。一時的に車いすが必要になった方へ、車いすの貸出も行っています。これらの活動を支援するために、社協会員募集、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を行っています。

募金等種別	依頼時期	周知時期	納入締め
社協会員会費	7月	8月～9月	年度末
赤い羽根共同募金	9月	10～11月	12月末
歳末たすけあい募金	11月	12～1月	1月中旬
助成金種別	案内時期	募集期間	対象
地域敬老行事助成金	7月	概ね8～11月	自治会及び地域団体
ふれあいまちづくり事業	6月	通年	//
ふれあいいいきサロン	4月	随時	社協登録サロン
ボランティア活動助成金	6月	通年	社協登録ボランティア団体
共同募金一般公募助成金	9月、11月（変則的）	10月、12月（変則的）	地域福祉の活動団体

◆ きずなグループ（総合生活支援センター）

お問い合わせ：963-5137

「住み慣れた地域で安心して暮らせる」ように、地域のつながりづくりなどの相談担当として、きずなコーディネーターを各小学校区ごとに配置しています。

また、同時に地域の支え合いづくりを目的として、日常生活圏域（中学校区）ごとに生活支援コーディネーターを配置しています。

お気軽に各担当コーディネーターにお声かけください。

各種相談窓口

高齢者、障がい者児、生活にお困りの方などへの相談支援を行っています。

お問い合わせ：(障がい者児、生活にお困りの方) 958-6912
(高齢者／東地域包括支援センター) 963-5508

地域福祉センターきりしま苑の紹介

高齢者や主に未就学児子育て世帯への教室、サークル活動への部屋貸し等を行っています。また福祉サービス(居宅介護支援、デイサービス、ホームヘルプ)の提供も行っています。

お問い合わせ：956-0294

ボランティア団体の紹介

社協ボランティアセンターには、様々な活動をしているボランティア団体が登録されています。ご希望があれば社協ボランティアセンターにご相談ください。

登録団体一覧は、右のQRコードから確認できます。



お問い合わせ：958-6912

災害ボランティアセンター

発災時に活かせる取り組みを平常時から行うため、常設型の災害ボランティアセンターを設置しています。

防災に関する研修や訓練をご検討の際にはご相談ください。

また、長岡京市に大きな災害が起こった時には、被災された市民を支える活動をします。



お問い合わせ：958-6912

長岡京市社会福祉協議会貸出物品一覧

長岡京市社会福祉協議会では、イベント等で活用できる物品を貸出しています。是非ご活用ください。

お祭りやイベントで大活躍の備品

※機械のみの貸し出しです。材料はご用意ください。



ポップコーン



カキ氷機



クーラーボックス



わたがし機



鉄板(440mm×580mm)



大なべ(35ℓ)



消火器



行事用テント(3m×4.5m)



延長コード



AED



カセットガスコンロ



ポータブル電源

レクリエーションに困ったときに大活躍の備品



ウェルネスダーツ



コミュニケーションマージャン



ハンドベル



レクリエーション本



カルタ類



ルーレット



公式輪投げ



風船バレーネット



トントン相撲



災害トランプ



ボッチャセット



高齢者疑似体験セット



アイマスク



体験用車いす



白杖



点字マット



点字版

福祉講座・研修・イベントに大活躍の備品

※電池等の消耗品はご用意ください。



ワイヤレスアンプ



プロジェクター用パソコン



避難所運営ゲーム



スクリーン(大・小)



非接触体温計



車いす



プロジェクター



磁気ループ



クロスロード



ワイヤレスマイク

在宅支援福祉活動外出に

大活躍の備品

詳細や申込は社会福祉協議会ホームページをご覧ください。



長岡京市では、LINE公式アカウントを運用しています。市の情報の発信のほか、各種お手続きや問い合わせ、通報等を行うことが可能です。是非ご登録ください。

【登録方法について】



スマートフォンのLINEアプリを起動し、友だち追加画面で、左のQRコードを読み取ると友だちに追加することができます。もしくは、LINEの検索画面で「長岡京市」と検索しても登録ができます。

【通報機能について】

市で管理している防犯灯や公園、道路、空き家の不具合を、長岡京市LINE公式アカウントから通報することができます。

通報の際は、防犯灯の番号や不具合箇所の写真等が必要となりますので、事前にご準備の上、お手続きをお願いいたします。

現時点（令和7年4月現在）で通報できること

- ・防犯灯の電球切れ等の故障
- ・公園の不具合箇所
- ・道路・水路の不具合箇所
- ・空き家に関する困り事

※ 24時間送信可能ですが、市役所の対応は市役所開庁日の8:30～17:00までです。また、個別には対応状況を回答しておりません。

※ 緊急及び返答を希望される場合は、各担当課に直接お電話でご連絡ください。



長岡京市LINE公式アカウントのトーク画面を開き、下部にあるメニューの「通報」をタップすると、手続きが開始されます。順番に項目を伺いますのでその通りに手続きを行ってください。

問い合わせ先一覧

内容	担当課	連絡先
空き家に関すること	都市計画課 開発指導・ 空き家対策係	955-9715
建築や開発に関する相談		
市営住宅	住宅営繕課 住宅係	955-9523
道路法に関する許可・承認 境界明示、私道の舗装補助 市有水路の占用に関する許可	道路・河川課 管理係	955-9522
道路、橋梁、交通安全施設の 整備及び維持管理	道路・河川課 道路整備係	955-9529
河川、水路の維持管理	道路・河川課 雨水対策係	955-9528
駅周辺の放置自転車等対策	交通政策課 交通対策係	955-9686
530運動	環境業務課	955-9548
ごみステーション		955-9689
ペットが亡くなった場合の引き取り、 粗大ごみ(有料)の出し方	受付センター	955-5371
愛犬の登録、公害、光化学スモッグ発 生時の対策、PM2.5	環境政策室 環境保全担当	955-9685
公園、緑地の管理 公園、緑地の使用、占用等に 関する許可	公園緑地課 公園管理係	955-9716
水洗化(排水設備の設置)	上下水道部 下水道施設課 施設係	955-9723
下水道施設 (マンホール・本管の維持管理)		

内容	担当課	連絡先
民生児童委員	地域福祉連携室 地域福祉係	955-9516
日本赤十字社社資(日赤募金)募集		
福祉なんでも相談室	地域福祉連携室 くらし連携担当	955-3177
生活保護	生活支援課 保護係	955-9517
児童福祉(給付、支援事業)	子育て支援課 子育て支援係	955-9558
母子・父子福祉(給付、支援事業)		
児童虐待	こども家庭センター 家庭児童相談係	953-7710
妊娠・出産・乳幼児健康診査	こども家庭センター 母子保健係	955-9705
ファミリーサポートセンター 住民同士で子育てを助け合う事業を行っており、子どもを通じての地域交流の基盤にもなっています。要会員登録。報酬の支払い等が発生。	ファミリーサポートセンター (市役所新庁舎 (1期)3階)	959-3034
地域子育て支援センター 子育てに不安や悩みを持つ方が、気軽に集まって育児の相談や情報交換をする場。専任の保育士が、育児相談や子育ての指導、親子のふれあいを深める事業を通じて、子育ての支援をしています。	子育て支援課 子育て支援係 (エンゼル、たんぽぽ、 さくらんぼ、さんさんの会)	955-9558
保育所・幼稚園に関する事項	子育て支援課 保育・幼児教育係	955-9518
障がい者・障がい児・難病患者等 (相談、障がい者手帳の申請、障がい福祉サービスの利用など)	障がい福祉課 障がい支援係	955-9710
難病患者(在宅サービスの利用)		

内容	担当課	連絡先
高齢者の健康で明るい生活のための施設 (のびのび苑、きりしま苑) ※対象年齢60歳以上、利用料無料、直接 右記施設の窓口で申し込んでください。	健幸すぽっと 「のびのび苑」	954-6830
	地域福祉センター 「きりしま苑」	956-0294
幅広い世代の生涯学習活動の場を提供	多世代交流 ふれあいセンター 「長岡京こらさ」	955-2100
予防接種、各種がん検診等	健康づくり推進課 保健企画係	955-9704
健康教室、健康相談、訪問指導 ※依頼に応じて保健師、管理栄養士、作業療法士などが地域に伺い、健康についての講話や健康相談を実施します。		
献血推進事業	健康づくり推進課 保健企画係	955-9520
子育て医療・福祉医療	医療年金課 医療係	955-9519
後期高齢者医療		
休日診療	乙訓休日応急診療所	955-3320
高齢者の相談 (介護予防・健康・介護・生活・高齢者虐待など権利擁護に関すること。)	長岡京市東地域包括 支援センター (概ね長岡中学校区)	963-5508
	長岡京市北地域包括 支援センター (概ね長岡第二中学校区)	955-9007
	長岡京市南地域包括 支援センター (概ね長岡第三中学校区)	957-1119
	長岡京市西地域包括 支援センター (概ね長岡第四中学校区)	323-7889

内容	担当課	連絡先
児童生徒の就学及び転学	学校教育課 学務係	955-9544
通学区域、通学路 ※年度当初に各小学校の校長が 通学路を設定します。		
文化芸術活動に係る振興、普及啓発	文化・スポーツ振興課 文化振興係	955-9734
生涯学習に関する相談、 行事での講師の紹介	生涯学習課 団体交流室 (バンビオ内)	963-5518
市民からの総合的な相談の受付	総務課 市民相談担当	955-9501
専門相談の受付・情報提供		
就労に関する情報提供		
行政資料の展示、公表		
情報公開、自己情報開示の請求受付	総合調整法務課	955-9535
広報紙の発行、ホームページの公開	広報発信課 広報戦略担当	955-9660
女性への情報提供	男女共同参画セン ター	963-5501
女性の相談の受付 (総合相談、法律相談)		予約専用 ダイヤル 963-5502
男性電話相談		相談専用 ダイヤル 963-5522

公共施設連絡先一覧

施設名	所在地	電話番号
長岡京市役所	開田1丁目1-1	951-2121
スポーツセンター	神足下八ノ坪1	951-3363
西山公園体育館	長法寺谷山1	953-1161
長岡京市緑の協会	長法寺谷田9	952-1900
中央公民館	天神4丁目1-1	951-1278
図書館	天神4丁目1-1	951-4646
長岡京記念文化会館	天神4丁目1-1	955-5711
中央生涯学習センター	神足2丁目3-1	963-5500
教育支援センター	神足2丁目3-1	963-5516
長岡京市社会福祉協議会事務局	東神足2丁目15-2	956-5601
北開田会館	長岡1丁目31-15	955-8844
保健センター	今里北ノ町39-5	955-9062
長岡京市シルバー人材センター	開田3丁目3-36	955-8000
神足小学校	神足3丁目2-1	951-1034
長法寺小学校	長法寺川原谷31	951-0027
長岡第三小学校	今里4丁目5-10	951-0902
長岡第四小学校	友岡1丁目2-4	953-4004
長岡第五小学校	下海印寺東山1	952-0005
長岡第六小学校	長岡2丁目3-1	954-5300
長岡第七小学校	今里北ノ町35	954-6500
長岡第八小学校	勝竜寺29-1	952-4400
長岡第九小学校	東神足2丁目17-1	955-4081
長岡第十小学校	井ノ内玉ノ上22	955-4600
長岡中学校	天神4丁目5-1	951-1171
長岡第二中学校	今里5丁目20-1	954-5330
長岡第三中学校	勝竜寺28-1	955-2556
長岡第四中学校	下海印寺西山田1-1	951-2112
乙訓高等学校	友岡1丁目1-1	951-1008
西乙訓高等学校	下海印寺西明寺41	955-2210
乙訓保健所	向日市上植野町馬立8	933-1151
多世代交流ふれあいセンター	長法寺谷山13-1	955-2100
向日町警察署	向日市上植野町上川原5	921-0110



長岡京市自治会長会

（事務局：長岡京市役所自治・共助振興室地域協働係）

電話：075-951-2121（代表）

FAX：075-951-5410（代表）

E-mail：jichishinkou@city.nagaokakyo.lg.jp